

令和7年1月20日

懲戒処分の公表について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和7年1月15日
2. 被処分者 職員（30歳代）
3. 処分の内容 停職1月
4. 処分理由の状況

被処分者は、勤務時間及び休憩時間に本校のネットワークを經由し SNS にアクセスした上で、身分を偽り、当該 SNS を介して動画を複数名に販売したことにより、軽犯罪法違反として書類送検され、本校の社会的信用を著しく失墜させた。

5. 校長コメント

学生の教育を支援する立場にある本校職員が、法令に違反する行為を行ったことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

本件行為は本校職員として許される行為ではなく、厳正な処分を実施いたしました。

本校としては、本件を真摯かつ厳粛に受け止め、再発防止と信頼の回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構
旭川工業高等専門学校長 五十嵐 敏 文

【お問い合わせ先】

総務課：0166-55-8102